

ものづくり創造コンソーシアム 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する、ものづくり創造コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)エレクトロニクス・製造領域 製造基盤技術研究部門(以下、「製造基盤技術研究部門」という。)に、ものづくり創造コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、機械工業におけるものづくりに関連する産学官のステークホルダーが一堂に会す場を提供し、情報共有や議論を行うこと通じて、次世代ものづくりの創造につながる共通基盤技術課題を抽出し、その解決施策を提案することで、様々な業種・業態の企業間連携を図り、我が国製造業の産業競争力の維持・強化に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 ものづくりに係る国内外の取り組みや関連情報の収集と会員間での共有。対象として、企業の活動事例、海外の動向、学界の動向、研究事例、市場・政策の動向など。
- 二 外部講師(国内外の研究者や実務家)の招聘や、産総研の研究者による講演・技術セミナー、ものづくり技術に係る講演会・ワークショップの開催
- 三 協働の可能性の検討。対象として、会員間の協働、国内産学官の協働、海外との連携構築、プロジェクトの共同提案等。
- 四 本コンソーシアムの活動成果の発信。シンポジウムの開催等の検討を含む。
- 五 第11条に定めるワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)による共通課題の抽出。
- 六 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、次条第1項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 法人会員:国内に事業拠点(開発拠点)を持つ法人又は団体であり、第13条第2項第一号に基づく会費を納める者。

- 二 中小企業会員：国内に事業拠点（開発拠点）を持つ中小企業基本法第 2 条に該当する法人であり、第13条第2項二号に基づく会費を納める者。
- 三 スタートアップ企業会員：国内に事業拠点（開発拠点）を持つスタートアップ企業法人であり、第13条第2項三号に基づく会費を納める者。スタートアップ企業とは、新しいビジネスを指向し創業した企業と定義する。スタートアップ企業会員として入会を希望する法人が、その要件に該当するか否かは、運営委員会が判断する。
- 四 賛助会員：本コンソーシアムの目的に賛同して入会した業界団体。
- 五 学術会員：本コンソーシアムの目的に賛同して入会した大学や高等専門学校や公的研究機関、又はその研究者。

（会員の入退会等）

- 第5条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第7条第1項第一号に定める会長（以下「会長」という。）あてに提出し、第8条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）で承認を得なければならない。
- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。このとき、変更以前に納付した第13条第2項に定める会費（以下「会費」という。）は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
 - 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。このとき、退会以前に納付した会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
 - 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の決定を経て、これを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
 - 二 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - 三 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - 四 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

（会員の権利・義務）

- 第6条 会員は次の各号の権利を有する。
- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 法人会員は、第10条に定める総会（以下「総会」という。）に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1法人会員につき1とする。運営委員会及びワーキンググループに参加することができる。
 - 三 中小企業会員及びスタートアップ企業会員は、総会に参加し、議決権を行使する権利を有する。また、ワーキンググループに参加することができる。

四 賛助会員及び学術会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 法人会員、及び中小企業会員及びスタートアップ企業会員は、会費を負担するものとする。
- 二 会員は、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。
- 三 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守する。

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 製造基盤技術研究部門の長又は産総研に所属する職員のうち、製造基盤技術研究部門の長が指名した者とする。
 - 二 副会長1名 産総研に所属する職員のうち、会長が指名した者とする。
 - 三 幹事若干名 産総研に所属する職員又は法人会員のうち、会長が指名した者とする。
 - 四 監査役1名 幹事以外の者から会長が指名した者とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 幹事は、会長を補佐する。
- 5 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。
- 6 監査役は、本コンソーシアムの予算執行や事業が適切に行われていたかを監査し、これを総会において会員に報告する。
- 7 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 本コンソーシアムの設立後最初の総会において幹事が決定するまでの間は、会長が幹事の職務を代行するものとする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、幹事、監査役及び法人会員から構成される。
- 3 運営委員会は、会長、副会長、幹事、監査役及び法人会員のいずれかの要求で開催され、委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会の議決権は、1構成員につき1とする。
- 5 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 6 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。

(事務局)

第9条 本コンソーシアムの事務局は、製造基盤技術研究部門内に置く。

- 2 事務局は、製造基盤技術研究部門又は次世代ものづくり実装研究センターに所属する職員が

務める。

- 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
 - 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務
 - 三 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務
 - 四 本コンソーシアムの出納管理業務
 - 五 本事業の実施に係る業務
 - 六 総会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
 - 七 ワーキンググループの設置及び運営に関する補助業務
 - 八 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

(総会)

第10条 会長は、少なくとも毎年度1回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画及び第13条に規定する運営費に係る収支予算の承認
 - 二 事業報告及び第13条に規定する運営費に係る収支決算の承認
 - 三 本コンソーシアムの設置期間の延長
 - 四 その他、運営に関する事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 6 監査役は、総会において前年度の予算執行等の適正性の監査の結果について報告するものとする。
- 7 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第11条 本事業を効率的に遂行するため、本コンソーシアムにワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置を希望する法人会員、中小企業会員、スタートアップ企業会員及び学会会員は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あてに提出する。
 - 一 ワーキンググループの名称
 - 二 活動内容
 - 三 設置理由

四 参加予定者

- 3 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決定するものとする。
- 4 法人会員、中小企業会員、スタートアップ企業会員及び学会会員はワーキンググループに参加することができる。
- 5 ワーキンググループへの参画を希望する法人会員、中小企業会員、スタートアップ企業会員及び学会会員は、書面で事務局あてに申込まなければならない。ただし、1会員あたり1名の参加とする。
- 6 ワーキンググループに参加する法人会員、中小企業会員、スタートアップ企業会員及び学会会員は、ワーキンググループ設置に関する運営委員会の決定事項を遵守し、目的を達成するため活動に協力するものとする。
- 7 ワーキンググループの運営は、運営委員会が行い、ワーキンググループの運営に必要な事項は運営委員会で定めるものとする。
- 8 ワーキンググループの事務は、事務局が行う。

(会計年度)

第12条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第13条 本コンソーシアムの運営に必要な費用は、会員からの会費をもって充てることができる。

- 2 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とする。ただし、製造基盤技術研究部門又は次世代ものづくり実装研究センターと、機械工業におけるものづくりに関連する共同研究又は技術コンサルティングの契約を、当該年度初日(新規入会の場合は、当該年度初日又は入会時点)に締結している法人又は団体であり、会長が必要と認めた場合は、会費を免除することができる。

一 法人会員 300,000 円(消費税を含む。)

二 中小企業会員 50,000 円(消費税を含む。)

三 スタートアップ企業会員 30,000 円(消費税を含む。)

四 賛助会員 無料

五 学会会員 無料

- 3 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第14条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

3 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

(情報の取扱い)

第15条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。

2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。

3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

(輸出管理条項)

第17条 会員は本コンソーシアムにおいて提供を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律228号。以下外為法という。)第6条第1項第六号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。)の1(3)サ①、②又は③に該当する者(外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(解散)

第18条 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- 一 第2条に定める目的が達成された場合。
- 二 本コンソーシアムの運営が困難となった場合。
- 三 その他解散が妥当と認められる場合。

2 本コンソーシアムの解散は、総会の決議をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第19条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第20条 本コンソーシアムの設置期間は、2032 年 3 月 31 日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第21条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

制定 2025 年 3 月 18 日

改定 2025 年 4 月 1 日

2024 年度第 1 回総会(2025 年 3 月 31 日)で以下の改定を議決し、議決に従い改定。

- ・第1条、第7条、第9条、第13条 産総研の改組により、産総研の組織名称を変更。
- ・第9条2項 産総研の改組により、次世代ものづくり実装研究センターを追記。